教示１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）

２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

公示送達

宮古都市計画事業田老地区土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定により通知する換地処分の通知については、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成28年２月17日

宮古都市計画事業田老地区土地区画整理事業

施行者　宮古市

代表者　宮古市長　山本　正德

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　岩手県盛岡市東見前３地割102番地６

氏名　北村　章子

２　通知の内容

文書番号　都第865－203号　平成27年12月28日

所有者の住所及び氏名

住所　下閉伊郡田老町大字田老第18地割字舘ケ森92番地

氏名　北村　コト　外２名

従前の土地

所在　宮古市田老字川向107番

地目　宅地

登記簿地積　193.38㎡

基準地積　193.71㎡

権利価額　2,992,402円

換地処分後の土地

街区画地番号　49街区１画地

所在　宮古市田老一丁目４番１

地目　宅地

地積　183.76㎡

権利価額　2,992,158円

清算金精算額　交付　244円

教示１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）

２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十七日

青森県弘前市大字石川字平岡一六六番地二

株式会社グリーンライフみちのく

代表清算人　太田トモ子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十七日

青森県弘前市大字鉄砲町二番地二

有限会社光祐物産

清算人　宮川　桃子

解散公告

当社は、平成二十八年一月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十七日

岩手県陸前高田市気仙町字荒川一〇七番地三

有限会社三光電業

代表清算人　鈴木　芳勝

解散公告

当社は、平成二十八年一月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十七日

宮城県栗原市若柳字川北南砂押七六番地一

有限会社ふれ愛

清算人　石飛　勲

解散公告

当社は、平成二十八年二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十七日

宮城県仙台市宮城野区扇町六丁目四番一一号

宮城建材商事株式会社

代表清算人　吉田　幸夫

解散公告

当社は、平成二十八年一月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十七日

福島県喜多方市字さつきが丘五〇番地

有限会社トエム

代表清算人　髙橋　信子

解散公告

当組合は、総会の決議により、茨城県の認可を受け、平成二十七年十二月三十一日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十七日

茨城県稲敷郡河内町金江津七五〇二番地の三

利根酪農業協同組合

代表清算人　駒塚　薫

解散公告

当社は、平成二十七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十七日

埼玉県川口市飯塚三丁目一一番一号

有限会社ティーグループ

清算人　辻　正浩

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十八年二月十七日

札幌市西区八軒十条西十二丁目一番三〇号

株式会社ライヴ環境計画

代表取締役　有山　忠男

第32期決算公告

平成28年２月17日

札幌市西区八軒十条西十二丁目１番30号

株式会社ライヴ環境計画

代表取締役　有山　忠男

貸借対照表の要旨（平成27年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	55,078
	固定資産	19,797
	資産合計	74,875
負債及び純資産の部	流動負債	33,073
	固定負債	41,621
	株主資本	181
	資本金	20,000
	利益剰余金	△19,819
	利益準備金	1,052
	その他利益剰余金	△20,871
	（うち当期純損失）	(3,140)
	負債・純資産合計	74,875